

騒音の規制基準

区域の区分		敷地境界における音量(単位:dB)			
種別	該当地域				翌日
		6時	8時	19時	22時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	45	50	45	40
第2種区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	50	55	50	45
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60	65	60	50
第4種区域	工業地域	65	70	65	60
	その他の地域	55	60	55	50

ただし、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域以外の地域内に存する学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5dBを減じた値とする。

振動の規制基準

区域の区分		敷地境界における振動の大きさ(単位:dB)	
種別	該当地域	8時	19時
		翌日 8時	
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	60	55
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65	60
	その他の地域	60	55

ただし、学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5dBを減じた値とする。

(参考 騒音の大きさの例)

騒音レベル (デシベル)	例
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛(前方2m)
100	電車が通るときのガード下
90	大声による独唱、騒々しい工場の中
80	地下鉄・電車の車内
70	電話のベル、騒々しい事務所の中
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所
40	図書館の中
30	ささやき声